

**(2009年4月17日 衆院財金委員会)**

○与謝野国務大臣 法律上の問題と法律の具体的な、どう適用するかという問題と二つあるんだらうと思います。

法律論は、確かに今の総務省、厚労省の説明したとおりだと思えるんですけども、そもそも、児童関係の法律で差し押さえを禁止したことは、やはり児童手当とか児童福祉法で出すお金が具体的に子供たちの養育に使われるように、その目的が達成されることを主眼に置いた規定であって、権利の差し押さえはいけないけれども、具体的に支給されたものが実際使用できなくなるような状況にすることもまた禁止されているというふうに解釈することが正しいと私は思います。

**(2010年3月1日 衆院財金委員会)**

○菅国務大臣 結論的には、与謝野大臣あるいは藤井前大臣と同じ認識を持っております。

ただ、若干のことを申し上げますと、法律上、児童手当の受給権は差し押さえが禁止されている、先ほど言われたとおりで、これからの子ども手当も同じことになっておりますが、今までの扱いでは、児童手当が振り込まれた預金については差し押さえが禁止されていないという扱いになっているようであります。

もっとも、その差し押さえに当たっては法令を厳格に適用するだけでなく、滞納者個々の実情に即して相当性があるかどうかを判断する必要があると認識しています。

したがって、例えば、預金残高のない口座に児童手当が振り込まれるのを待って、これをねらい撃ち的に差し押さえるようなことは、差し控えるべきと考えております。

いずれにしても、国税の滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即して法令の規定に基づき適切に対応しているものと承知しておりますが、先ほどの指摘は、現金で受け取られればそれは差し押さえの対象にならなかったんでしょうけれども、実質上、ほとんど残高のない口座に振り込まれたものまで、まさにねらい撃ち的に差し押さえるというのは法の趣旨に反する、そういう意味では、前大臣、前々大臣と同じ認識を持っております。

(注) 下線は佐々木憲昭事務所による。

債務者が差押えを禁止された年金を預け入れた預・貯金債権から債権差押命令に基づいてこれを取り立てた債権者が不当利得としてその取立てた金額を債務者に返還することの要否（積極）

平成15・5・28東京地裁民事第44部判決、平成15年（ワ）第1439号不当利得返還請求事件、請求容認【控訴後、原告の訴え取下げにより確定】

（判決要旨）

債務者が差押えを禁止された年金を預け入れた預・貯金債権から債権差押命令に基づいてこれを取り立てた債権者は、当該預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、債務者が別の財産を所有し、これを費消して生計を立てているが、当該財産が隠匿されるなどしているため、強制執行が可能な、顕在化している財産としては、年金を預け入れた当該預・貯金しかないという事情がある場合を除き、当該債権差押えは違法であるから、不当利得として、その取り立てた全額を債務者に返還すべきである。

出典：金融・商事判例 No.1190 2004年5月1日号

注：下線は佐々木憲昭事務所による。

13	23.05.01		*1,210	EネットATM(〒210)	*143*	4218
14	23.06.08	AD229		*61,000	*61,143*	1229
15	23.06.08		*60,200	AD7リコモ	*943*	1229
16	23.06.08		*210	7リコモリヨウ	*733*	1229
17	23.07.01			*15,000	*15,733*	1229
18	23.07.01		*15,105	セブンバンクコウ(〒105)	*628*	1229
19	23.07.07	AD218		*10,000	*10,628*	1229
20	23.07.07		*10,000	CD218	*628*	1229
21	23.07.25		*600		*28*	6219
22	23.08.11	コオリアマシコト"モシエカ		*44,120	*44,148*	J218
23	23.08.11		*44,105	セブンバンクコウ(〒105)	*43*	J218
24	23.10.07	コオリアマシコト"モシエカ		*52,000	*52,043*	J218

記号説明 C D.....現金自動支払機ご利用によるお支払い。  
 A D.....現金自動預金支払機ご利用によるお預け入れ。  
 A C S.....「全国カードサービス」ご利用によるお支払い。  
 M I C S.....「全国キャッシュサービス」ご利用によるお支払い。  
 セブンギンコウ...セブン銀行ATMご利用によるお支払い・お預け入れ。  
 ユウチヨ.....郵便局ATMご利用によるお支払い・お預け入れ。



普通預金(兼お借入明細)

差引残高末尾に(一)記号があるときはお借入残高です。



年月日	お客さまメモ	お支払金額	お預り金額	差引残高	端末記号・店番
1	*****	繰越		*52,043*	J218
2	23.10.07	*52,043	サオサ	*0*	M200
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

郡山市達国収第 45/ 号

## 差 押 調 書 ( 謄 本 )

住 所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

氏 名 XXXXXXXXXX 様

下記の滞納金額を徴収するため、下記の債権を差し押さえます。この差押債権の取立その他の処分を禁じます。

平成23年10月6日

郡山市長 原 正 夫



滞納者 (債権者)	住 所	郡山市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</span>
	氏 名	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
滞 納 金 額		別紙未納明細書のとおり
差 押 債 権 の 表 示	債 務 者	住 所 (所在) 福島市大町3番25号
		氏 名 (名称) 株式会社東邦銀行
	債 権 の 種 類	滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記預金の債権差押通知書到達時の残高の払戻請求権。 ただし、滞納金額に満つるまで。 <div style="text-align: center;">記</div> 1 取扱店名 株式会社東邦銀行 本宮支店 2 預金名等 普通預金 口座番号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
履 行 期 限	即時	
摘 要		
備 考	不服申立て又は取消しの訴えの提起については別紙のとおり	